

最低制限価格の設定に係る最低制限基準率を定める要領

平成21年 6月23日
契管第0623001号

改正 平成22年3月29日契管第0329001号
平成23年3月31日契管第0330004号
平成24年4月1日契管第0401001号
平成25年5月1日契管第0501001号
平成26年3月6日契管第0306004号
平成28年5月2日契管第0502001号
平成29年4月17日契管第0417001号
令和元年6月28日契管第0628002号

第1 最低制限基準率

最低制限価格の設定に関する要綱（平成21年宇佐市要綱第16号）第3条第3項の規定による最低制限基準率及び算定方法は、次の各号に掲げる請負契約の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 建設工事（解体工事を除く。） 次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）で除して得た割合（その割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあつては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあつては10分の7.5とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 解体工事 10分の7.5

(3) 建設工事に関する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務 次に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ次のアからエまでに定める額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合（その割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあつては10分の8と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6（測量業務については10分の8.2を超える場合にあつては10分8.2と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6。地質調査業務については10分の8.5を超える場合にあつては10分8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2。）とする。

ア 測量業務 次に掲げる額の合計額

- (ア) 直接測量費の額
- (イ) 測量調査費の額
- (ウ) 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

イ 建築関係の建設コンサルタント業務 次に掲げる額の合計額

- (ア) 直接人件費の額
- (イ) 特別経費の額
- (ウ) 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (エ) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

ウ 土木関係の建設コンサルタント業務 次に掲げる額の合計額

(ア) 直接人件費の額

(イ) 直接経費の額

(ウ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

(エ) 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

エ 地質調査業務 次に掲げる額の合計額

(ア) 直接調査費の額

(イ) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

(ウ) 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

(エ) 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

オ 補償関係コンサルタント業務 次に掲げる額の合計額

(ア) 直接人件費の額

(イ) 直接経費の額

(ウ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

(エ) 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

第2 適用区分

附 則

この要領は、平成21年7月1日以降に入札公告又は入札参加者の指名通知を実施する入札から適用する。

附 則 (平成22年3月29日契管第0329001号)

この要領は、平成22年4月1日以降に入札公告又は入札参加者の指名通知を実施する入札から適用する。

附 則 (平成23年3月31日契管第0330004号)

この要領は、平成23年4月1日以降から施行し、同日以後の入札公告又は入札参加者の指名通知を実施する入札から適用する。

附 則 (平成24年4月1日契管第0401001号)

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後の入札公告又は入札参加者の指名通知を実施する入札から適用する。

附 則 (平成25年5月1日契管第0501001号)

この要領は、平成25年5月1日から施行し、同日以後起案の予定価格・最低制限価格調書から適用する。

附 則 (平成26年3月6日契管第0306004号)

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後の入札公告及び通知する予定価格・最低制限価格調書から適用する。

附 則 (平成28年5月2日契管第0502001号)

この要領は、平成28年6月1日から施行し、同日以後の入札公告及び通知する予定価格・最低制限価格調書から適用する。

附 則 (平成29年4月17日契管第0417001号)

この要領は、平成29年5月1日から施行し、同日以後の入札公告及び通知する予定価格・最低制限価格調書から適用する。

附 則 (平成元年6月28日契管第0628002号)

この要領は、令和元年10月1日から施行し、同日以後の入札公告及び通知する予定価格・最低制限価格調書から適用する。